

## 懲役 16 年～無期懲役

最高裁のまとめで、今年になり全国 35 カ所で行われた模擬裁判員裁判で、判決が懲役 16 年から無期懲役まで開きがあることが分かった。これは、起訴事実同一シナリオで証拠もほぼ同じとされる。

### ◆ 模擬裁判での量刑 ◆

無期懲役	秋田地裁など	計 8 地裁
懲役 30 年	甲府地裁など	計 8 地裁
懲役 28 年	横浜地裁	
懲役 25 年	岐阜地裁など	計 6 地裁
懲役 23 年	鳥取地裁など	計 2 地裁
懲役 20 年	広島地裁など	計 9 地裁
懲役 16 年	京都地裁	

<産経新聞 10 月 12 日(金)>

この裁判員制度は一般市民が有罪・無罪だけでなく量刑まで決めるのが特徴とされるが、職業としている裁判官と異なり市民感覚では、受け止め方に大きな差がでるところが浮き彫りになったわけである。

事件の設定は、「男性被告が、タクシー運転手の男性をナイフで刺して死亡させ、約 8700 円を奪ったとして起訴され、被告は事実関係を認めている」というシナリオである。

起訴罪名は、地裁ごとに強盗殺人罪と強盗致死罪に分かれているが、両罪とも法定刑は「死刑または無期懲役」で、酌量によって「懲役 7 年以上 30 年以下」にまで減刑できる点も同じとなっている。

この量刑のバラツキについては、最高裁は「被告役、証人役の演技力の差」などを指摘「ある意味では当然」との見解を示している。

しかし、東京地裁では「演技は判断に影響したか」の質問に裁判員は「あまりなし」と答えたようである。

いままで量刑は「だいたいこの辺であろう」という相場が形成されていたとされ、「今までの相場はプロの裁判官が作ったもので、裁判員裁判がこれに影響された量刑で良いのか」という問題がある。裁判を重ねることで新しい相場の形成がおこるのではないかとベテラン裁判官は述べているということである。

### さて、あなたならどうする…?

◆ 一生のうち、裁判員に選ばれる確率は 67 人に 1 人といわれている。

◆ 前号で示したとおり、この裁判員制度は量刑も判断しなければならないわけである。

### <裁判員法第 6 条>

第 2 条第 1 項の合議体（筆者注・要するに裁判官と裁判員の集まり）で事件を取り扱う場合において、刑事訴訟法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの判決、同法第三百三十四条の規定による刑の免除の判決若しくは同法第三百三十六条の規定による無罪の判決又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断

（次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）のうち次に掲げるもの（以下「裁判員の関与する判断」という。）は、第二条第一項である裁判官（以下「構成裁判官」と

いう。）及び裁判員の合議による。

- 一 事実の認定
- 二 法令の適用
- 三 刑の量定

◆ 裁判員が関わる裁判は地方裁判所の裁判に限定されている。

もちろん民事裁判については、対象外であるが、つぎのような場合も対象外となる。

### <裁判員法第 3 条>

地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

◆ こんな面倒な理解し難いものはやりたくないのが人情。でも拒否が出来ないのが法律である。

### <裁判員法第 29 条 1 項>

呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。

◆ 仕事がある時に休んだら…解雇される心配は。

### <裁判員法第 71 条>

労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

### <裁判員法 51 条>

裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするに努めなければならない。

◆ 当然、守秘義務や罰則はあります。

この制度を決める審議の中で一番問題となったものは裁判員に対する罰則規定である。裁判により知り得た個人情報などを漏らした場合、他の裁判員も迷惑し、公正な裁判も出来ない。

当初案では 79 条で守秘義務を破った場合、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処すると規定されていた。しかし、所詮素人。うっかり言うことも想定出来、修正が加えられ、懲役 1 年は 6 ヶ月に改められた。

と言っても、1 年でも 6 ヶ月でも執行猶予がつく範囲であり、「うっかり…」という場合は、酌量で刑務所にいくことはないと考えられるため、このような案件の場合は逮捕しないで立件してほしいものである。

12 ページへ続く…

